

# 議 事 録 抄 本

令 和 5 年 9 月

福 崎 町 農 業 委 員 会



令和5年9月農業委員会議事録抄本

日時： 9月21日(火) 15:00～

場所： 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
2番 高岡 俊一	12番 尾内 奎則

【署名人】

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 9 月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第21号から議案第24号に至る 4 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第21号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明) 3 件

議案第22号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可) 2 件

議案第23号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可) 3 件

議案第24号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について  
(委員会受理) 1 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について 58 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について 3 件

報告第 3 号 所有者不明土地の告示について 1 件

---

(事務局担当) 令和5年9月議案説明

議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明)

<非農地証明について説明>

2番:資料1ページをご覧ください。願出地は福崎南ランプの交差点から南東へ約140mのところに位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、山林のようになっていることが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から山林となっていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

3番:資料2ページをご覧ください。願出地は大貫の防災倉庫から南西へ約120mのところに位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、原野のようになっていることが確認できます。

この願出地については、昭和60年12月の航空写真にてその当時から農地でないことを確認しました。また、この後説明する議案第23号7番の申請により、山と雑種地に囲まれた飛び地となります。周辺の状況から見て、その農地を継続して利用することができないと見込まれるため、20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件を満たしているものと考えます。

4番:資料3ページをご覧ください。願出地はサルビア保育園から東へ約80mのところに位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、宅地として利用されていることが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から農地でないことを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可)

10番:資料4ページをご覧ください。申請地は、南田原がライスセンターの南東約270m、大貫■■■と■■■はライスセンターの南東約540mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは亡くなられており、相続財産管理人が立てられています。〇〇さんの家の横の農地があり、財産管理人より声がかかったため、取得することとなりました。現在は草刈されていませんが、取得後八千種営農に依頼し草刈を行うと聞いています。また、取得後は季節野菜を作付けする予定です。

周辺は農地を集約した農家がおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

11番：資料5ページをご覧ください。申請地はサルビア保育園から東へ約80mのところに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは土地を手放したいと考えており、家と農地を譲受人である〇〇さんが購入するとして売買の話が纏まりました。今後は水稻を作付する予定です。

申請地は周辺農地を集約した農家もおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

#### 議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

7番：資料6ページをご覧ください。申請地は、大貫の防災倉庫から南へ約130mのところ位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により露天資材置場に転用するものです。

受け人の〇〇は土木業者であり、現在、申請地の北側に資材置き場をもっていますが、面積の拡大を行いたいと考えていたところ、今回の申請地が候補にあがったとのことです。渡し人の〇〇さんは、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。東大貫区より、転用同意にあたり条件がでておりますが既に対応方法については調整済みです。

資金等も妥当で、周辺農地は集約されておらず、山林に囲まれた土地であるため転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

8番：資料7ページをご覧ください。申請地は、八千種の圓覚寺より南西約130mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により住宅に転用するものです。

受け人の〇〇さんは現在、姫路市大津区のアパートに住んでいますが、一戸建ての住宅の建築を予定していたところ、実家からすぐ近くの今回の申請地が候補にあがったとのことです。渡し人の〇〇さんは、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

資金等も妥当で、周辺は宅地に囲まれており転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

9番：資料8ページをご覧ください。申請地は、田口集落センターより北約120mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により露天駐車場に転用するものです。

受け人の〇〇は不動産業を営んでおり、北側の宅地を貸物件とする予定ですが、駐車場が少ないため今回の申請が出てきました。渡し人の〇〇さんは、相続にて土地を所有していましたが、遠方に在住のため今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

資金等も妥当で、周辺は宅地に囲まれており転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 24 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

山崎地区のは場整備事業の採択にあたり、合意解約が出てきています。なお、この議案 24 号と次の報告第 1 号の違いは契約の内容です。

農地の貸し借りには、耕作者が所有者に小作料を払って耕作する賃貸借契約と、無償で農地を借りて耕作する使用貸借契約という 2 つの方法があります。この議案は、賃貸借や残存小作権など、耕作者が所有者に小作料を払っている場合の解約は議案、使用貸借の解約は報告としています。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 58 件出ております。山崎地区のは場整備事業の採択にあたり、現在の貸借契約を解除するためです。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

19 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件、耕作面積証明書を 2 件、計 3 件を発行したことを報告します。

報告第 3 号 所有者不明土地の告示について

山崎地区のは場整備事業の採択にあたり、所有者が相続放棄を行った土地があります。今後、所有者探索の告示を行い、結果を農地中間管理機構へ通知します。

説明は以上となります。

---

(議長) 議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 3 件について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 非農地証明を出せるかということで現地調査をいたしました。

2 番：願出地は、福崎南ランプの交差点から南東へ約 140m に位置しています。現地では非農地証明を出すのに妥当であると判断しました。

3 番：願出地は、大貫の防災倉庫から南西へ約 120m に位置しています。

現地では原野のようになっていることを確認しました。  
現地調査班では、非農地として証明して差し支えないと判断しています。

4番：願出地は、サルビア保育園から東へ約80mに位置しています。  
現地では、車庫等が建っていることを確認しました。  
現地調査班では、車庫等のところは非農地と証明してよいと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第21号 議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 番号3番の申請地の上の■は今何になっていますか。

(事務局) 地目はため池です。

(山口委員) 村の池か、それとも個人池か。

(事務局) 個人の池です。

(山口委員) 養っている田はないのか。

(事務局) この池は〇〇さんの個人の池ですが、今回の申請で養ってる田はすべて農地でないものになりますので、この池は廃止すると聞いています。

(山口委員) 今回の議案には出てこないんですね。

(事務局) 農地ではありませんので、出てきません。

(山口委員) 池を放置しておくとなんらかの災害がとかが起こる可能性があるでしょう。場合によれば、泥抜きとかをして保水能力がないようにしないと、下に雑種地等があるが、その申請は出てないんですか。

(事務局) 今のところは出ていませんので、水がたまらないようにするなど処置をして廃止するように指導したいと思います。

(山口委員) 下に宅地があるかどうかかわからないが、ため池を放置されると災害が起こる可能性があるので、何らかの処置をすることをお願いした上で土地の有効利用をしていただくように指導をお願いしたい。そうしないと最終的に行政の負担になるのではと思い質問しました。

(事務局) ありがとうございます。このため池は使われないのであれば廃止のための手続きを確認して、問題があれば指導したいと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 10番:申請地は、南田原がライスセンターの南東約270m、大貫■■■と■■■はライスセンターの南東約540mに位置しています。  
現地では、■■■、■■■については草刈されていることを確認しました。  
財産管理人から〇〇さんに売却されて、農地として使用されるとのことです。

11番:申請地は、サルビア保育園から東へ約80mに位置しています。  
現地では農地として使用したいということで状況を確認しました。  
現地調査班では、家庭菜園として使われるのに妥当と判断しています。  
よろしくご審議ください。

(前田委員) 10番の蓮池新田だが、集落は南大貫になるのだが、ここ5,6年雑草が繁茂していると思う。草を刈っていない。持ち主が死亡して村としても困っている。農地パトロールしたときに何か書面はあがっていませんか。

(事務局) 農地パトロールで通知を出す前に今回の申請が上がってきましたので、通知するまでには至っていません。〇〇さんが取得後は、個人で草刈するのは無理ですので、八千種営農に依頼してこの繁茂した草を処理するとのことでした。

(前田委員) そうしたら少しましになりますね。いいことです。それともう1点〇〇さんは新規就農ということですが、この方76歳ですが、76歳で新規就農とかってあり得るんですか。間違いなく八千種営農に草刈りを依頼するとか確約をとってもらようようにお願いします。

(議長) 前田委員の指摘に対して、対応よろしく願います。議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 7番: 申請地は、大貫の防災倉庫から南へ約130mのところ position しています。非農地を申請された土地の下側にある土地です。〇〇の資材置場に隣接しています。

事務局説明のとおり、〇〇が駐車場に転用するものです。  
現地調査班では、妥当であると判断しています。

8番: 申請地は、八千種の圓覚寺より南西約130mに position しています。現地ではきれいに管理されていることを確認しました。  
事務局説明のとおり、購入して一般住宅として転用するものです。  
現地調査班では、妥当であると判断しています。

9番: 申請地は、田口集落センターより北約120mに position しています。事務局説明のとおり、〇〇が露天駐車場に転用するものです。  
現地調査班では、転用は妥当と判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件について、質疑はありますか。

(尾崎委員) 9番について質問いたします。これは承認された場合は田口区に報告されるのか。誰が所有したかとか。あと田になっているが、田なら農会にも報告するべきかと思うのだが。私は農業委員会と農会を兼任しているから異動がわかるのだが、入ってなければ、誰の土地になったか全くわからないと思う。

(事務局) 基本的に、農業委員会から自治会のほうにはお知らせをしておりますが、自治会は、自治会規約に基づいて税務課のほうに全筆異動の確認に来ておられます。そこで所有権移転があったかどうかを確認されているはず。区長さんか村の協議員さんが確認されています。

(尾崎委員) それは区長さんに聞いたらわかるんですね。

(事務局) 農業委員会では公開してもいい情報もありますので、所有者が変わっているようだと思われたら確認しに来て頂いたら大丈夫です。

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。  
議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件について、討論はありませんか。

(山口委員) 引っかかるんですが、これ承認されてしまったら雑種地になると思う。池は農地ではないから扱いの法が別なんだが、なんでもかんでも承認したら絶対に水の抜けるよう手だてをうたないと行政が負担を被ることになる。

(事務局) ため池も農林振興課の土地改良の担当なんですけど、この件については確認しています。現地を見て指導できることはしたいと思います。

(山口委員) 強制力はないでしょう。守りをする田がないのだから水がたまらないように廃止しなさいという強制力は。

(事務局) 所有者の意思として廃止届を出してもらって、今後その土地をどうするか決定してもらおうという手続はあります。

(岡委員) 現地は見られましたか。

(事務局) 池の中までは見ていません。

(岡委員) ここは、昔田だったんです。石引のほうから昔は水を引いていたのだが。今は水が溜まっていないと思う。

(事務局) 航空写真等を確認しても水面とかがあるような感じではありませんが、ため池としては登録されています。

(岡委員) 現状として池はないと思います。恥ずかしい話、東大貫に住んでいながら見に行ったことがない、あることも知らなかった。そのあたりよく確認しておいてください。

(議長) 討論の中でありました、池については確認してもらおうという意見もありました。事務局長のほうからも土地改良の担当者と説明もして対応していきますという意見もありました。そのことを踏まえまして、他に意見がないようでしたら討論を打ち切り採決に移りますが、他にありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願

承認（委員会証明）3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

（議長） 挙手全員でございますので、議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）3件について、証明することといたします。

（議長） 次に、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、討論はありませんか。

<なし>

（議長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

（議長） 挙手全員でございますので、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、許可することといたします。

（議長） 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、討論はありませんか。

<なし>

（議長） 他にないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

（議長） 挙手全員でございますので、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) 他にないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

<なし>

< 16 : 00 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・10月18日(水) 10時30分から

署 名 人	
署 名 人	